

保健師・看護師・准看護師・  
社会福祉士・精神保健福祉士・  
介護福祉士の修学を応援して  
います！



令和版

修 学 資 金 の

ご 案 内



この冊子は返還が終わるまで  
保存してください。

美深町では、将来、保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・  
精神保健福祉士・介護福祉士として「町または町内の病院等  
に常勤職員として就業される方」を対象に修学資金の貸し  
付けを行っています。

# 1 貸付の対象者について

## 貸付対象

将来、町内に居住し保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士として町または町内の病院等に勤務しようとする方

## 貸付金額

月額をご自身で決められます

- 保健師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士  
⇒月額 100,000円以内
  - 介護福祉士  
⇒月額 80,000円以内
  - 准看護師  
⇒月額 50,000円以内
- 申請月からの貸付となります

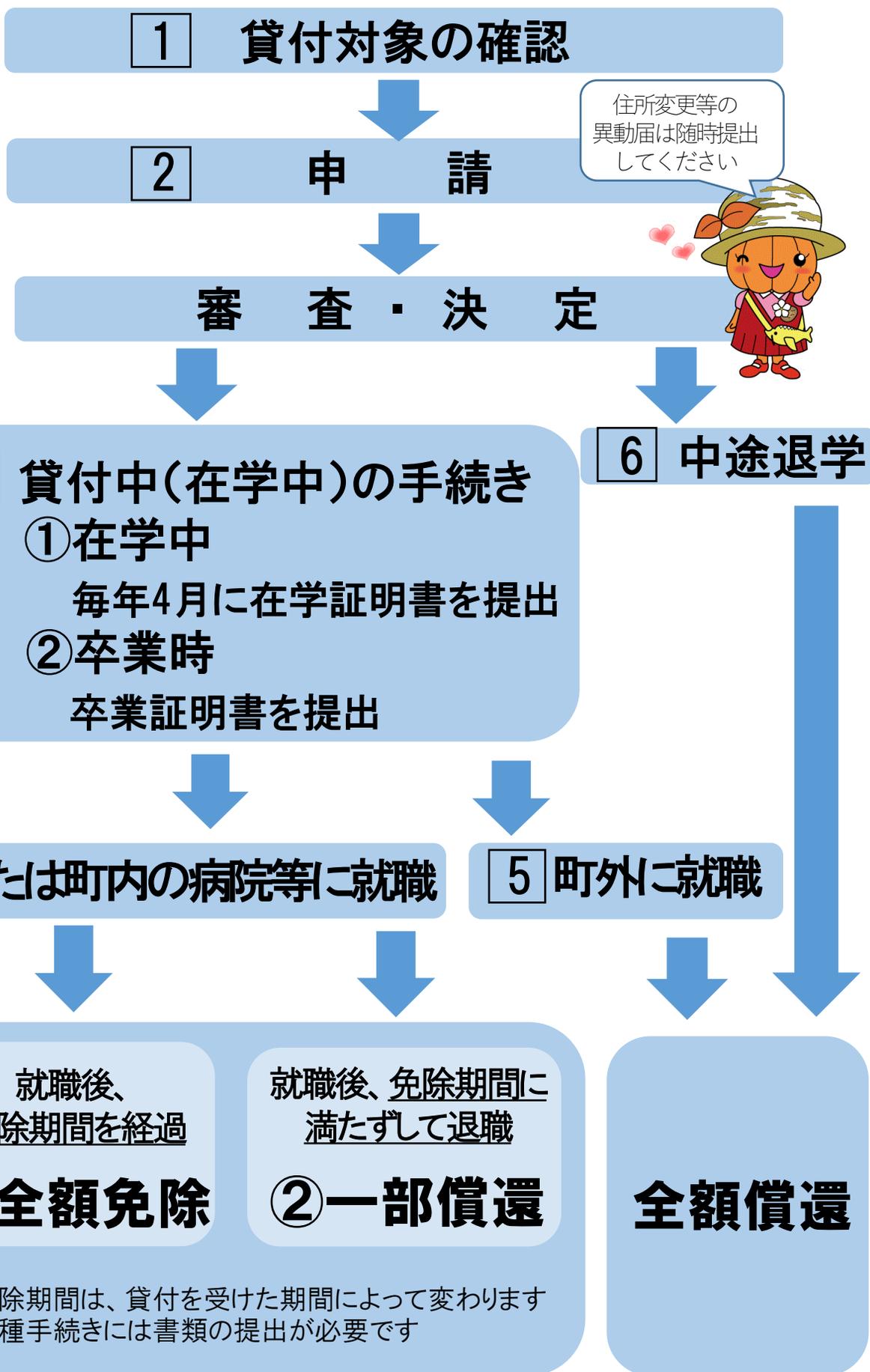
## 美深町内において働ける場所について

- ①美深厚生病院
- ②デイサービスセンターやすらぎ
- ②特別養護老人ホーム
- ③デイサービスセンターふれあい
- ④地域生活支援センターのぞみ
- ⑤障害者支援施設はれる
- ⑥シェアハウスえにしの里
- ⑦グループホームびふか
- ⑧グループホーム清の里美深
- ⑨ケアハウスむつみの苑
- ⑩緑生苑
- ⑪美深町役場 など

職員募集状況は、各施設により異なります。各自でご確認ください。



# 申請から償還免除(または償還)までの流れ



## 2 申請の際に提出するもの

- ①保健師等修学資金貸付申請書 別記第1号様式  
在学証明書を添付
- ②誓約書 別記第2号様式
- ③入学予定養成施設の合格通知書または在学証明書
- ④戸籍が入っている住民票（本人・保証人）  
（借受者及び保証人が、美深町に戸籍がある場合は省略可能）
- ⑤借受者本人の口座が確認できる書類

### ◇保証人について(2名)

独立生計を営む成年者

## 3 貸付中(在学中)の手続き

### 在学中、毎年提出する書類

在学証明書（毎年4月中に提出）

### 卒業の際に提出する書類

卒業証書の写し

休学した際にはご連絡ください  
休学中は貸付金を休止します

書類は毎年  
提出してね



# 4

## 町または町内の病院等に就職するとき

<初年度>

①償還免除証明書 別記第8号様式

②就労証明書

見本があります

証明書は職場で作成してもらってください

就労証明書の提出時期 5月1日以降に提出

③資格取得通知書の写し（合格通知）



<2年目以降>

就労証明書 2年目以降は毎年4月中に提出

<随時> 異動の日から14日以内に提出してください

①異動届 別記第5号様式（引っ越しをする場合）

②住民票（引っ越しをする場合）

◇保健師等の養成学校を卒業時点では、町または町内の病院等に就労できなかったが、将来就職を希望している場合



学校を卒業後、2年間は償還の猶予がありますので、一度ご連絡ください

〔 償還免除（猶予）申請書 別記第8号様式 の提出 手続きをしていただきます 〕

# 5

## 町外の病院等に就職するとき

支払方法については、ご相談ください。

### 全額償還の手続きが必要です

#### 償還開始時期

就職から6カ月間は返還が猶予されます

※令和6年4月から就職した場合、4月～9月は猶予期間となるため令和6年10月から償還開始となります

#### 償還期間

貸付期間の2倍の期間内です

※4年間の貸付を受けた場合は最大で8年間となります

#### 償還の金額（無利息）

無利息ではありますが、延滞をした場合は別途延滞金が発生します

償還の一例)

在学中4年間 月10万円（計480万円）の貸付を受けた場合  
貸付金額の480万を一括もしくは分割（最大8年間）で償還

# 6

## 中途退学するとき

貸付した修学資金は全額償還となります  
該当の場合はご相談ください  
(TEL01656-2-1685)



# 7

## 償還免除(全額・一部)の手続き

### ① 全額免除の手続きについて

町または町内の病院等に勤務し、免除期間を経過する場合

例) 修学貸付金を3年間利用した場合  
美深町内で3年間勤務をすると償還免除になります

- ・ 償還免除申請書 別記第8号様式
- ・ 就労証明書  
見本があります  
証明書は職場で作成してもらってください

### ② 一部免除の手続きについて

町または町内の病院等に勤務し、免除期間を満たさずして退職する場合

例) 修学貸付金を3年間利用し、美深町内で  
2年間勤務をして退職する場合

勤務した2年間分は償還免除になります  
残りの1年分は償還となります



該当の場合はご相談ください  
(TEL01656-2-1685)

# 各種変更の手続き

借受人・保証人が下記に該当する場合は  
異動届を14日以内に提出してください

- ①住所を変更したとき（住民票を添付）
- ②氏名が変わったとき（戸籍謄本を添付）
- ③勤務先の変更があるとき
- ④保証人の死亡・破産等があったとき
- ⑤借受者本人の死亡、  
心身の故障による長期の休養、  
休職、育児休業をとるとき



常に連絡がとれるように  
電話番号の変更時も連絡をください

## お問合せ先・届出等の提出先

098-2252

中川郡美深町字西町18番地

美深町役場 保健福祉課保健福祉グループ保健係

電話2-1685（直通） 防災端末2-1683